

川崎市民プラザ現施設の利用終了に伴う  
新たな施設整備に係る基本構想検討支援業務委託

## 募 集 要 領

(公募型プロポーザル)

令和8（2026）年2月

市民文化局市民生活部企画課

## 1 目的

川崎市の指定都市移行を記念して昭和 54 年に開館した川崎市民プラザは、開館より、財団法人川崎市指定都市記念事業公社が所有し、管理運営を行ってきたが、同公社の解散に伴い、「市民の健康の増進及び文化の振興を図るとともに、市民相互の交流の機会を提供し、もって市民の福祉の向上に寄与する」ことを設置目的とした条例を制定し、平成 24 年 4 月から公の施設として、指定管理者制度を導入した管理運営を行っている。

令和 7 年 2 月に「川崎市民プラザの今後の方向性」を公表し、市民プラザについては、老朽化した設備等への対応や耐震対策に相当な費用が見込まれるなど、現機能・規模の維持し続けることは合理的ではないことから、現施設は令和 8 年度末を目途に利用終了すること、及び、これまで果たしてきた機能や役割を踏まえ、改めて必要な機能を整理した上で施設整備に向けて検討を進めることとした。

また、令和 7 年 11 月に「市民プラザ現施設の利用終了に伴う新たな施設整備についての基本的な考え方」を公表し、市民プラザがこれまで果たしてきた役割・機能や、近隣公共施設や地域の状況などを考慮しながら、時代状況に即した社会課題に柔軟に対応する新たな施設整備を進めることとした。

本委託業務は、これまでの経過を踏まえ、新たな施設整備に係る基本構想策定に向けて、各種業務支援を委託するものである。

## 2 件名

川崎市民プラザ現施設の利用終了に伴う新たな施設整備に係る基本構想検討支援業務委託

## 3 契約期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

## 4 履行場所

川崎市内ほか

## 5 選定方法

公募型プロポーザル方式による提案審査

提出書類の審査及びプレゼンテーション審査とします。複数の選考委員が、提案者から提出された提案書類及び提案者から選考委員に対して企画内容を説明するプレゼンテーションによって審査を行い、採択者を決定します。

## 6 事業規模（事業概算額）

75,020,000 円（消費税及び地方消費税を含む）以下

※金額算定にあたっての技術者単価は、令和 7 年度設計業務委託等技術者単価に基づき算定

## 7 プロポーザルに関する日程（予定）

募集開始	令和8年 2月25日（水）
質問書受付開始	
参加意向申出書・実績表提出締切	令和8年 3月 6日（金）午後5時まで ※郵送での提出の場合は午前中必着
提案資格確認結果通知書等送付	令和8年 3月 9日（月）
質問書提出締切	令和8年 3月13日（金）
質問書回答送付	令和8年 3月18日（水）まで
企画提案書等の提出締切	令和8年 3月23日（月）午後5時まで ※郵送での提出の場合は午前中必着
プロポーザル評価委員会の開催	令和8年 3月27日（金） 予定
審査結果通知	令和8年 4月上旬 予定

## 8 担当部署

書類の提出、問い合わせ先は次のとおりです。

部署・担当者名	市民文化局市民生活部企画課 市民プラザ調整担当
所在地	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地
電話番号	044-200-1481
電子メール	<a href="mailto:25kikaku@city.kawasaki.jp">25kikaku@city.kawasaki.jp</a>
受付時間	午前9時～午後5時（閉庁日及び正午～午後1時を除く）

## 9 応募者の資格要件

応募者は、単体の企業で次の各号の全てを満たすものとします。

- (1) 川崎市の競争入札参加資格を有し、令和7・8年度の川崎市業務委託有資格業者名簿において、業種（建設コンサル）に登録されている者。

※ただし、参加意向申出書（様式1）及び実績表（様式2）提出時に川崎市業務委託有資格業者名簿の登録申請に係る所定の書類を提出し、同等の資格を有すると認められた場合は、落札後に登録することを前提として登録されている者と同等に扱います。

- (2) 次の条件を全て満たしていること。

ア 過去10年以内に、元請として公共建築物の基本構想策定に携わった実績を有する者。

イ 過去10年以内に、土砂災害特別警戒区域を解除することを目的とした、予備設計又は詳細設計の実績を有する者

ウ 作業者に、仕様書に定める資格を有する者を配置する業務実施体制の構築が可能である者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がなされていない者。

オ 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でない者。

- カ 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- キ 団体又はその代表者が市民税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者。
- ク 川崎市暴力団排除条例（平成 24 年川崎市条例第 5 号）第 7 条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者。
- ケ 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 条）第 23 条第 1 項又は第 2 項の規定に違反しない者。

## 10 参加意向申出

このプロポーザルに参加を希望する応募者は、次により参加意向申出書等を提出しなければなりません。期日に遅れた場合は、いかなる理由があっても受領できません。

- (1) 参加意向申出書等の配布・提出場所及び問合せ先

8 に同じ

※参加意向申出書等については、川崎市ホームページからダウンロード可能です。

<https://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000184476.html>

- (2) 提出書類

参加意向申出書（様式 1）

実績表（様式 2）

- (3) 提出方法

持参又は郵送により提出してください。

※郵送での提出の場合は、書留郵便等の配達記録が残る場合に限りです。

- (4) 提出期限

令和 8（2026）年 3 月 6 日（金）※郵送での提出の場合は午前中必着

- (5) 提案資格確認結果通知書

参加意向申出書等を提出した者には、当該業務委託の提案資格の有無について確認後、令和 8（2026）年 3 月 9 日（月）までに参加意向申出書に記載されている電子メールのアドレス宛てに、提案資格確認結果通知書（様式 4）を交付します。

- (6) その他

参加意向申出書等を配布する際、併せて仕様書も配布します。

## 11 企画提案に関する質問の取扱い

- (1) 質問方法

質問は、質問書（様式 3）により電子メールで送付してください。

送信後に、担当部署に到達したことを確認してください。

電話・FAX での質疑応答は行いませんので、ご注意ください。

- (2) 受付期間

令和 8（2026）年 2 月 25 日（水）から令和 8 年 3 月 13 日（金）午後 5 時まで

### (3) 回答方法

質問者を含めた全ての提案資格確認者に対して、令和8（2026）年3月18日（水）までに電子メールで回答します。

## 12 企画提案書等の提出

企画提案書等は、仕様書で提示された委託業務をどのように実施していくのかについて、具体的な提案を明記することとし、期日までに提出してください。期日に遅れた場合は、いかなる理由があっても受領できません。

### (1) 提出書類

#### ア 企画提案書（任意様式）【10部】

A 4判縦横どちらでも可、表紙を除き10ページ以内で作成してください。提案書は具体的に記載するとともに、提案者の持つ実績やノウハウ、ネットワーク等を最大限に生かした具体的な手法について提案してください。また、記載にあたっては、写真や概念図、フロー図などを活用し、分かりやすい表現となるよう留意してください。

#### (ア) 記載内容

- a 基本構想策定の検討支援に関する考え方、検討プロセス
- b 市民意見聴取の実施支援に関する考え方、実施プロセス
- c 施設整備に必要な基礎調査等の実施支援に関する考え方、実施プロセス
- d スケジュール
- e 仕様書で定める以外の提案・企画・創意工夫を加えた点
- f 提案者概要（提案者の概要・主要業務実績等を記載）
- g 業務実施体制（組織体制、担当者のプロフィールや業務経歴、関連資格等を記載）

#### イ 見積書・内訳書（任意様式）【正…1部、写し…9部、消費税及び地方消費税を含む】

#### ウ 会社概要書（任意様式）【10部】

#### エ 上記ア～ウのデータ（PDFファイル形式）

### (2) 提出書類の取り扱い

- ア 提出された企画提案書等は、返却しません。
- イ 提出期限後は、企画提案書等の差替え、変更又は追加は認めません。
- ウ 提出書類の受領後、本市で必要があると判断した場合は補足資料を求めることがあります。

### (3) 提出方法

持参又は郵送により提出してください。

※郵送での提出の場合は、書留郵便等の配達記録が残る場合に限りです。

### (4) 提出場所

8に同じ

### (5) 提出期限

令和8（2026）年3月23日（月）まで ※郵送での提出の場合は午前中必着

### 13 企画提案の辞退

参加加意向申出書等を提出した後に企画提案を辞退する場合は、提出期限までに持参又は郵送により辞退届（様式5）を提出してください。

(1) 提出期限

12（5）に同じ

(2) 提出場所

8に同じ

### 14 選定方法

(1) 選定方法・審査体制

事業者の特定は、川崎市役所内にプロポーザル評価委員会を設け、提出書類の審査及びプレゼンテーションの審査を行い、参加者の中から最優秀者を選定します。なお、見積金額が事業概算額を超える場合は、失格とします。

基準点は、満点の6割以上（全委員の評価点を平均化した点数）とし、基準点を越えた業者について適正と判断します。

各評価項目について、企画提案書にその考え方が一定程度盛り込まれているものについて、「普通」を標準とします。

なお、採点の結果、最も高い総合点を獲得した業者が複数の場合（同点の場合）は、次の順で業者を選定するものとします。

ア 「企画力（基本構想策定の検討支援）」の得点が高い提案を採用する。

イ 「企画力（市民意見聴取の実施支援）」の得点が高い提案を採用する。

ウ 「企画力（施設整備に必要な基礎調査等の実施支援）」の得点が高い提案を採用する。

エ 「実施体制・スケジュール」の得点が高い提案を採用する。

オ 見積金額が低い提案を採用する。

カ 上記ア、イ、ウ、エ、オでも同点の場合は、委員の協議により最終順位を決定する。

(2) 評価基準

評価項目	配点	評価点				
		良い	やや良い	普通	やや悪い	悪い
(1) 全体コンセプト ・市民プラザの経過や機能、施設目的等の理解	10	10	8	6	4	2
(2) 企画提案（基本構想策定の検討支援） ・検討における各種課題、整理すべき事項の理解 ・業務に必要な専門知識の有無	30	30	24	18	12	6
(3) 企画提案（市民意見聴取の実施支援） ・効果的かつ有効な実施手法	20	20	16	12	8	4
(4) 企画提案（施設整備に必要な基礎調査等の実施支援） ・効果的かつ有効な実施手法 ・調査目的や背景、課題の理解	20	20	16	12	8	4
(5) 実施体制・スケジュール ・適切な業務実施に必要な体制の構築 ・遂行可能な業務スケジュールの提案	10	10	8	6	4	2
(6) プレゼンテーション	10	10	8	6	4	2
総合評価	100					

(3) プロポーザル評価委員会の実施

ア 日程・場所

日程 令和8（2026）年3月27日（金）（予定）

場所 川崎市役所会議室 ※時刻、場所等の詳細は各事業者へ別途通知いたします。

イ 内容等

事前に提出されている提出書類に基づいて、提案説明 20 分、質疑応答 10 分程度とします。

ウ 実施方法等

(ア) プレゼンテーションは、原則として本業務に携わる予定の者が実施してください。

(イ) プレゼンテーションの出席者は3名以内とします。

(ウ) 使用する説明資料は、提出された企画提案書及び見積書のみとし、新たな説明資料を追加することはできません。

※ パソコン、プロジェクター等は使用しないものとします。また、企画提案書の受付期間を過ぎた後での資料の追加は不可とします。

(4) 選考結果の通知

選考結果については、令和8年4月上旬以降、すべての提案者へ、参加意向申出書に記載されている電子メールのアドレス宛てに結果通知書（様式6）を送付します。

(5) 実施結果

プロポーザルの実施結果について、終了後、川崎市ホームページで公表します。

**15 契約手続等及びその他留意事項**

- (1) 提出された企画提案書は、企画提案の審査・選定以外に提出者に無断で使用しません。企画提案書を公開する場合には、事前に提案者の同意を得るものとします。
- (2) 企画提案書は、あくまでも採択事業者を選定するための資料であり、その内容は尊重しますが、必ずしもその内容に限定されないものとします。
- (3) 選定委員会により選定された最優秀者と仕様の細部や契約金額等について協議し、協議が成立した場合には、本業務に係る随意契約を締結します。この場合において、改めて、見積書の提出を求めることとなります。
- (4) 当該発注に関する一切の手続きは日本語にて行うこととし、使用する通貨は円とし、契約書を作成します。
- (5) 契約保証金は免除とします。
- (6) 業務の実施にあたっては、本事業の委託契約約款を遵守していただきます。また、個人情報、調査対象等のデータの保護については、紙媒体、電子媒体を問わず、管理者の責任において厳重に管理することとし、必要な届出が発生した場合は、本市の指示に従って提出していただきます。
- (7) 川崎市契約規則等は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」で閲覧できます。  
<http://www.city.kawasaki.jp/233300/>
- (8) 書類作成及び提出に係る一切の費用は、参加者の負担とします。
- (9) 関連情報を入手するための窓口は、8と同じです。
- (10) 当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決（令和8年3月頃）を要します。
- (11) その他、業務の実施に必要な事項は、本市と受託者で協議の上、定めることとします。